二五六―保安林の指定をする件　一四
二五六三―保安林の指定施業要件を変更する件　一四
二七四―保安林の指定を解除する件　一四
二七七―保安林の指定をする件　一五
二七八―保安林の指定を解除する件　一五
二九二―保安林の指定をする件　一五
二九三―保安林の指定を解除する件　一五
三〇〇―肥料を登録した件　一五
三〇一―肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　一五
三〇二―肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件　一五
三〇四―特殊肥料等を指定する件の一部を改正する件　一五
三〇五―肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第七条の六の規定に基づき農林水産大臣の指定する化成肥料等を指定する件の一部を改正する件　一五
三〇六―保安林の指定をする件　一七
三一三―保安林の指定をする件　一七
三一四―肥料の登録の有効期間を更新した件　一七
三一五―生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件　一七
三一六―肥料の登録が失効した件　一七
三一七―独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第一条の規定に基づき、農林水産大臣が定める令和三事業年度における独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号の農林水産省令で定める事業に係る補助の総額を定める件の一部を改正する件　一七

三一八―保安林の指定をする件　二一
三七九―保安林の指定を解除する件　二一
三八三―保安林の指定施業要件を変更する件　二一
三八四―保安林の指定をする件　二一
三九一―種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件　二一
三九二―畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号の規定に基づき積立金を適切に管理することができると認められるものとして指定する件　二二
三九三―畜産経営の安定に関する法律施行規則第四条第三号、第五条第二号及び第三号イ、第九条並びに第十条の規定に基づき、同規則第四条第三号の農林水産大臣が定める期限等を定める件の一部を改正する件　二二
三九四―保安林の指定をする件　二二
三九五―保安林の指定をする件　二二
四一八―保安林の指定を解除する件　二二
四二六―保安林の指定施業要件を変更する件　二二
四二二―保安林の指定をする件　二四
四三六―保安林の指定を解除する件　二四
四三七―保安林の指定施業要件を変更する件　二四
四三八―保安林の指定施業要件を変更する件　二四
四四三―大豆ミート食品類の日本農林規格を制定する件　二四
四四四―錦鯉―用語の日本農林規格を制定する件　二四

四四五―プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の日本農林規格を制定する件　二四
四四六―農林水産大臣が定める国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関又は試験所に関する基準の一部を改正する件　二四
四四七―飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法の一部を改正する件　二四
四四八―大豆ミート食品類についての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件　二四
四四九―プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物についての生産行程管理者の認証の技術的基準を制定する件　二四
四五〇―大豆ミート食品類の生産行程についての検査方法を制定する件　二四
四五一―プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物の生産行程についての検査方法を制定する件　二四
四五二―大豆ミート食品類についての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件　二四
四五三―プロバイオポニックス技術による養液栽培の農産物についての小分け業者の認証の技術的基準を制定する件　二四
四五四―農林水産大臣が定める農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法の区分ごとの認証事項の確認を行う期間の一部を改正する件　二四

四五五―出願公表後に品種登録出願を取り下げた件　二五
四五六―肥料を登録した件　二五
四五七―保安林の指定をする件　二五
四六四―遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件の一部を改正する件　二五
四六五―遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第十六条、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第二十四条第一項の規定により納付すべき手数料の額を定める政令並びに遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則第十七条及び第二十二条の規定に基づき、農林水産大臣が生産又は流通を所管する検査対象生物である物についての同法第十六条の主務大臣が指定する場合等を定める件の一部を改正する件　二五

四六三―保安林の指定をする件　二八
四七四―保安林の指定を解除する件　二八
四七九―保安施設地区の指定をする件　二八
四八〇―農産物規格規程の一部を改正する件　二八
四八一―農産物検査法施行規則の規定に基づき鑑定方法の一部を改正する件　二八
四八二―農産物検査法施行規則の規定に基づき標準計測方法の一部を改正する件　二八